

「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年4月16日（月）

大阪市役所 本庁舎屋上（P1）階会議室

「男女共同参画センター管理運営」

（事務局） それでは、次の事業に移ります男女共同参画センター管理運営事業、最初に改革PTから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革PT） 男女共同参画センターですけれども、市内に現在5カ所ございまして、中央館では7,600平米、あと東西南北約3,000平米といった施設で管理運営しているところでございます。

主な事業といたしましては、情報提供、普及啓発、総合相談、あるいはセミナー、イベントの開催といった内容でございます。

見直しの考え方ですが、センター機能を基本的には廃止をいたしまして、市民に身近な区のほうでできるだけ実施していただくというのが今回の見直しの考え方でございます。したがって、5館とも箱物といたしましては廃止をいたしまして、現在、館で実施しております相談事業、情報提供事業、啓発事業、こういったものは継続をしていって、区役所なり区民センターで引き続き実施をしていただきたらと思っております。セミナー、イベントの開催と、こういったものにつきましては、男女共同参画に寄与するものとはなかなか認めがたいものがございますため廃止をしていきたいと思っております。

実施時期につきましては平成26年度、指定管理期間終了後ということで考えております。

以上でございます。

（事務局） 続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（市民局） 男女共同参画センター管理運営に関しまして、市民局の見解を申し上げます。

男女共同参画社会基本法では、地方公共団体はその区域の特性に応じた男女共同参画施策を実施する責務を有するとされておりまして、男女共同参画センターにつきましては、国の基本計画において地域における男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実ということが挙げられております。

この男女共同参画センターの役割といたしましては、一つは広報・啓発事業、二つ目には情報提供事業、三つ目として学習事業、四つ目には女性のキャリア形成支援事業、五つ目に相談事業、これらを行うということが必要であります。これらの事業を行うためには一定の設備が整った施設が必要であると考えております。

今回の見直し案の内容では、事業は区役所、または区民センター等で実施するとされておりますけれども、今、申し上げましたような事業を総合的に実施するためには、男女共同参画に関する情報の一元的な発信機能や仕事を持つ市民を含む多様なニーズに対応するための夜間、休日も含めた実施体制、あるいは相談やセミナー実施のための常設スペース、また、子育て層にも参加を促すための一時保育施設などが必要であると考えております。

実際にクレオ大阪中央では開館時間は月曜日を除く9時30分から21時30分となっております。女性のための相談は火曜日から土曜日の10時から20時30分と日曜祝日の10時から16時に実施をしております。また、平成22年度に5館全館で実施いたしましたセミナー271事業のうち夜間実施は72事業、休日の実施は78事業と全体の55.4%を占め、その利用者数も全体の55.3%を占めています。また、一時保育では年間1,884人の実績がございます。

このような事業を区役所において代替して実施するという事は物理的な面を勘案しますと非常に難しいのではないかと、また、区民センターを利用した場合、区民センターをもともと御利用いただいている方々の貸し室利用等にも影響を与えることになりまして、ひいては区民センターの果たすべきコミュニティーの形成という役割に少なからず支障を来すことにもなりかねないと考えております。

男女共同参画センターの機能は基礎自治体が担うべきものであり、そのためにはそれぞれの自治体で施設を有する必要があると考えております。資料の19ページ、20ページの表でございますけれども、実際に4政令指定都市や府内の人口20万人以上の各市における男女共同参画センターは、市役所や区役所庁内、あるいは市民センターや区民センターといったコミュニティー施設とは異なるサービスを提供する施設といたしまして、これらの施設とは別に整備されております。

また、試案では、セミナー、イベントの開催につきましては、内容が男女共同参画に寄与するものではないとして廃止とされておりますけれども、これらは私どもとしてはまさに男女共同参画に寄与するものではないかと考えております。本市実施のセミ

ナー等につきましては、大阪市男女共同参画基本計画を踏まえまして、女性の能力発揮・就業支援や心と体の健康支援、子育て支援、暮らし関連支援を主要テーマと定めまして、女性のキャリア形成に資するもの、子育て世代のニーズに対応するもの、男性の地域・家庭における役割に資するものなどを体系的に実施をしているところでございます。

また、これらのセミナーには一時保育を併設しておりまして、子供を預けてセミナーに参加した方は、たとえ1時間でも2時間でもリフレッシュして新鮮な気分になったとの声もちょうだいしておりまして、社会参加が困難になりがちな子育て層に対する支援としても有意義な事業であると考えております。

現役世代の方々を応援する意味で、男女共同参画センターは新たな基礎自治体においても必要なインフラの一つであり、試案で示されておりますように、単に現在ある各館を廃止して売却、あるいは賃貸するというのではなくて、むしろ新たな基礎自治体における男女共同参画センターとして今後活用すべきであると考えております。その上で、例えば生涯学習など、その自治体にとって必要とするソフトをさらに付加して多機能化を図ることも検討されるべきではないかと考えております。

また、今後、大阪市が特別自治区として8から9区に再編される上で、現在の5館が属さない新たな基礎自治体におきましては、男女共同参画センター機能をどの施設に持たせるかについては、各区長の意向を十分踏まえながら検討を進めていく必要があると考えております。

最後に、クレオ大阪中央館でございますが、現在の施設規模や立地条件からも、新たな基礎自治体において男女共同参画施策が円滑に実施されますように、これまで培ってきたノウハウを生かした支援機能を担うとともに、将来的には大阪府のドーンセンターが担います広域自治体のセンター機能を担うポテンシャルを十分有しているものとして、現在、府市統合本部によって議論を行っているところでございまして、廃止とするのではなく、府市統合本部での議論経過を十分踏まえる必要があると考えております。

以上でございます。

(事務局) フリー形式での議論を開始します。時間はおおむね10分です。よろしくお願いいたします。

(改革PT) 他団体の比較をいただいておりますけれども、男女共同参画センター、他団

体でも完全に独立した施設というよりは、合築した施設の1フロアですとか、また、区役所の中に併設をしておるもので工夫をされておるような、例えば千代田区なんかでは区役所の中にワンスペースを設けておるといような、そういうさまざまな工夫をされておられるところでもございまして、やはり今後、また区庁舎のほうも新しい基礎自治単位で集約化されていきますと、区庁舎自身にも空きスペースが生まれてくるのではないかとということもございまして、そこはやはり工夫していただく余地がある意味、残されているのではないかと考えております。

また、府市統合本部での議論ということですが、おっしゃいましたように男女共同参画は基礎自治業務ということで整理をすればよいと思っております、補完機能として広域的な視点で府のドーンセンターがどういう役割を果たしていくかということ、府市統合本部で議論されていけばよいのかなと私たちは思っております。

(改革PT) 我々も府内の各市、男女共同参画社会の形成に向けた施策に取り組んでおるといこと、また、そういう拠点機能みたいなものを持つておるといことは重々認識はしております。ただ、今もありましたけれども、そういう機能を果たすために単独施設を保有し、維持していくということが直ちに機能を果たすことと結びつくものではないんじゃないかなと考えております。これ、挙げていただいている資料、ホームページ等々で見ますと、ありましたようにワンフロアであったり、非常に単独で、例えば中央館であれば1,000人規模、その他の館でも400人規模のホールを単独の施設として抱えてる、そういう施設を持つてる基礎自治体というのはなかなかないんじゃないかなと思っております、今、局長おっしゃったように多機能化というのも我々はむしろそうあるべきかなと思っております、その施設自体を廃止して売却するかどうかというのは、PT試案には一般論としてはそういう記載をしておりますけれども、あくまでも活用できる施設は有効活用するという中で、その施設を活用しながらほかの機能とあわせ持つていく、そういうふうなことをしっかり横ぐし刺すようなことをやっていくべきではないかなと思っております、そういう意味で言いますと、例に挙げていただいております高槻市の総合市民交流センターなんかは、青少年センター機能であるとか、消費者センター機能であるとか、そういう機能を有しているながら、一方で会議室とかホールと共有してるんじゃないかなと思っております、むしろ施設をどう活用するかという議論と、それぞれの施策をどう実施するための機能、これも先ほど申し

上げましたけども、調達していくのかという、そこらの整理をしっかりとしていく必要があるかなと思っております。

それとセミナー、講座とかイベントにつきましても、これは評価の分かれるところなんかもわかりませんが、今の説明でいきますと、局長の説明によりますと、すべて男女共同参画社会の形成に資するものだという事なんですけれども、いろいろ情報発信とかされてる内容を見ますとカルチャーセンター的なものも入ってるのではないかなと思われる部分もやっぱりあるわけで、いや、それも男女共同参画社会の形成に資するものだという事であればそうなのかもわかりませんが、他方で生涯学習の振興に資するものでもあるという意味で言うと光の当て方なのかなという気がします。

そういう意味で、本当に今、男女共同参画社会の形成に向けて、大阪市の施策を進める上で何が課題なのかというものをしっかりと分析をしていただいて、今、やってるセミナーとか講座をそのまま継続するという事よりも、いま一度リセットした上で、本当に何が課題になってるのかという中で、それにふさわしいセミナー、イベントという形で特化していく、そういう再構築をしていくべきではないかなと思ってますけれども、今の2点についていかがでしょうか。

(市民局) セミナー、講座につきましては、やはり例えば利用率向上ありきということではなくて、その内容についてやはりしっかりと施策に結びつけて展開していく必要性、もちろんあると考えております。そもそもこういう講座をどういうところに位置づけてやるかということについては、施策のいろんな基本的な観点を踏まえてプログラムを組んでるんですけど、どうしてもやはり余り男女共同参画ということではがちがちにいきますと、なかなか敷居が高いということもあって、比較的参加しやすいようなネーミングといいますか、どうしてもカルチャーセンター的な講座のネーミングになったりする場合もありますし、また、もちろんヨガとか、外国語の会話がどうなんやということもあるかも、それも当然、女性の心と体の健康の観点とかキャリアアップということで一定位置づけをしておるんですけれども、もうちょっとその辺がやっぱり明確になるようにしていくということも必要であろうと思ってます。これはやはり見ていきますと、京都とか横浜が実施してる事業も、ちょっと似たり寄ったりのこともあったりもしますんで、そこはやっぱり工夫といいますか、もうちょっとしっかりと再構築していくということは必要性は我々も認識をしております。

それから、多機能化の観点では、我々男女共同参画センターとして、それぞれ単独館として、これは絶対堅持しないかんといいことですがちがちで考えてるわけではないんですけども、やっぱりそういう相談であったりとか、機能を果たしてきておりますんで、逆にほかに機能を付加していけば、より男女共同参画という観点からもより活用されると思いますし、もちろん、今後、議論の中では区役所と施設が統合される中で、どうですかということも検討していかなあかんと思うんですけども、基本的に今後もそれぞれの基礎自治の枠組みの中で必要な機能になることは間違いない、そういう機能をどういう形でどこで発揮するかということについては、やはり今の施設の中でその役割を一度評価をしながら、今後、どう展開するんだということについて検討していく必要がある。

(改革PT) ですからPT案は5館で男女共同参画センター施策を特化して実施するということについて、そこは議論の余地といたしますか、しっかりと見直していただく必要があるのではないかなということと、今、おっしゃった、例えばヨガとか、確かに女性の健康づくりという意味では男女共同参画社会の形成に資するものであるということによって、それはそうなのかもしれないんですけども、むしろそういうものについてはほかの、例えば民間とかそういったものに任せた上で、本当に行政としてやるべきものというのは何なのかというのをむしろ整理していく必要があるんじゃないかなと思います。いろんな取り組み、いろんな講座がやはりそういうものに資するということになるんだと言われると、それはまさにそのとおりだと思いますけれども、その中でやはり行政としての役割、公としての役割、それと民間との役割分担、そういう視点で見ていただくようお願いしたいなと思います。

(市民局) わかりました。ただ、言いわけじゃないんですけど、やはり民間のそういうカルチャーセンター的なところでは、子育て中のお母さんについては社会に出て、一時保育で子供を見てもらって、自分がそういうところに参加していくというのがなかなか難しい現実もありまして、そういう役割も、それが別にメインの目的じゃないんですけども、そういう形で子育て層の方々が来てもらって、活動に参加して、またいろんな情報に触れてもらって、また活動に参加してもらおうと、男女共同参画のセミナーに参加してる方の2割を超える方はほかのことで館に来られて、そこで情報を得られて参加してるというデータもありますんで、やはりある程度はそういう敷居を低くして、そこに来てもらって、まずその中で情報発信をしてほかの活動につなげて

いくということも柔軟にやっぱり対応していく部分がいくらか必要。

(市民局) さっきヨガとか語学、英会話とかやってますよね。それらにつきましては、一応、指定管理者の自主事業ということで承認している事業でございます。これに関します費用に関しましては当市からは出ていない。要は指定管理者が自主的にそういう集客性の高いものを、なおかつ男女共同参画社会に資するものということで実施しているもの。

(橋下市長) 自主事業については、館の運営費からは出ていないということですか。

(改革PT) それは逆に利用率とかいう部分で影響は出ないんですか。

(市民局) 基本的に相談以外に関しましては啓発という、こういったものに関しましてはいろいろ何事業かございますけど、すべて指定管理者の自主事業に絡めておりまして、基本的には本市が指定管理業務として認めておるもの以外に、それに類するものとして指定管理者が自主事業やってるものはございます。

(改革PT) つまり物理的にそういう自主事業によって会議室とかが、あるいは講座室とかが埋まってるということがないのかなという、そういう点なんですけど。そうすると本末転倒かなという。

(市民局) 一応、事業計画というのは立てていただいておりますので、それは年度当初に当然本市としても事業計画を見た上でそれは承認してる。その都度、思いつきで事業をやってるんじゃないしに一定の計画のもとで。

(改革PT) 利用率とかを議論する、また、これもここで資料出てないんですけども、議論したいんですけども、そういった部分の扱いをどうするか、入れてしまうと、本来の施策の目的から見てどうなるかという点がどうかなという気がしたんですけども。

(市民局) 確かに施設利用率の向上という部分で自主事業の比重が、ちょっと、恐らくは一定の比率はあると。

(改革PT) そやから経費区分は分かれていますけど、全然そこへ経費が当たってないということではやっぱりないんやろうと思うんです、場を使ってもらって、やっぱり利用率にはカウントしてはるはずですから、だからそれもそやけど施設が何であんねんということから考えていったら、閑古鳥鳴いてるよりはええやろうという意味で言うとそうなんですけども、やっぱりそういう状況をつくるために、指定管理料払ってるのは事実ですから、やっぱりそこら辺がわかりにくくなってるん違うかな。

(市民局) おっしゃるとおりです。自主事業が例えばウエートが増してくるという分かりますと、逆にそこから本市として団体において、収入が得ればいいのかと、そういうふうを考えておりますので、ゼロというわけではなしに、一定その辺はご承認いただきたい。

(橋下市長) 事実関係、指定管理の中身は館の単純な維持管理ということだけで指定管理で、その管理費用ですか。

(市民局) いや、ハードだけじゃございません、ソフトも含めております。今、見直し案で27年度以降も残す経費、これは一応ソフトにかかわる経費、1億円何がしかが書かれてると思うんですけど、今後も残るであろうという経費がソフト経費です。

(改革PT) 今、お手元の資料があります指定管理事業を指定するときの事業という、お手元資料あれば、それを紹介していただければわかりやすいと思います、館のランニングと、また何をしてるんか、それが今の多分、市長の質問に対しての観点。

(市民局) 申しわけない。まず指定管理事業です、まずは施設の管理運営に関する、これがメインです。それと各種研修、講習会事業、それで一応二つございます。それから人材育成事業ということで、例えばインターンシップ事業、こういった事業。それから相談事業ということでいきますと女性総合相談センターと男性の悩みのための相談事業、それが今、市民活動の交流促進事業ということでいきますと、グループ活動支援事業と地域連携ネットワーク推進事業、情報収集提供事業ということでいきますとレファレンスもこういったもの。こういったものを中心として指定管理の事業。それ以外にそれぞれの事業によって自主事業が数事業あるということです。

(橋下市長) それ以外ですね、谷川さんのところでは、今、いろいろ事業挙げられたやつ、必要だというのが相談事業と、あと。

(改革PT) 個別の事業については、それなりの成果が上がってるということを前提にすれば必要性はあると思うんですが、ただ、その事業展開する場所としてああいう施設が要るのかどうかという、そこが一番の問題意識。先ほども紹介しましたがけれども、1,000人規模なり400人規模のホールを備えつけた単独の施設が、今、おっしゃった事業、施策を実施する上で必要なのかどうか、御紹介いただいたように他都市ですと、さまざまな建物の一スペースを活用するなり、あるいは千代田区なんかは区役所庁舎の中に設置したり、財政力が大阪よりも豊かと思われる特別区にしてもそういう工夫をしてるんじゃないかという、そこが我々の内輪の疑問点です。



(橋下市長) 清野さん、田端さん、そういう事業はソフト面とかも区の事業ということでどういうことをやるにしても区のほうで考えてくださいよってことが可能なんですか。企画とかそういうのは局がやるんでしょうけども。

(区長) トータルの施策目的を、なかなか今の行政区で全部は難しいと思います。ただ、男女共同参画の施策を広げるために、例えば今、既に子ども子育てプラザというのが区内に施設としてあったり、あるいは区役所の中にそういうルームなんかを用意してる区役所もありますので、例えば子育てしながら働きたいと思っている女性の方に協力をするような場所というのはもう既に区の中にもあります。ただ、同じ悩みを持つ人がたくさん集まってこられるとか、相談できる確実な相手がいるとかという意味でいくと、五つの施設というのが一定の成果を発揮してこられてるんだろうと思いますんで、個別課題について区役所も既に協力して実施はしてますけれど、トータルで最終の相談機能まで来る中身というのと、なかなか難しい部分があるというのが、私自身はそういう認識をしています。

(区長) 区では子育て関係中心に、本当の地域のボランティアの方とコミ協とか社協が連携して、また区役所もかかわらせてもらってきてると思うんですけど。だから今、そういう男女共同参画センターが持つてる機能を、ソフト的なことは支援もいただくと区でも実施はできるかなとは思いますが、ただ、ちょっとスペース的な、話がひっくり返っちゃう、スペース的なそういう活動というんですか、受けとしての区民センターとか、そういう現状の区で持つてる場所だけで成り立つかどうかというのは、ちょっと今、イメージが正直わからないということです。

(改革PT) ですからソフト施策とハード施設というもののバランスといいますか、このところが一番大きな問題意識であるということと、それと今、田端区長がおっしゃった点については、我々もブロック割りができたときに、今の24区の庁舎自体がどうなるかという、やはり一定の機能は残すということにはなるのかもわかりませんが、何がしの余裕が出てくるだろう、そういうところを活用してソフト施策をよりきめ細かなところで実施していけるんじゃないかと、5館というよりも。そういう視点で区民利用施設の見直しというのはまさにハード、ソフトをしっかり分けた上で、ソフト施策については住民の皆さんに身近なところでフェース・ツー・フェースでしっかりやっていただく、そしてハード施設についてはできるだけ必要なものに限って多機能化をして、全体としての最適化を図っていただく、総じて言いますとそう

いうコンセプトで見直しを進めていっていただきたいと思っているところです。  
(事務局) それでは、市民局はこれで終わらせていただきます。